**庄原市集会施設整備補助金の申請手引書**

概　　　要：　地域自治活動の推進を図るため、集会所などの集会施設の新築・購入、増改築及び修繕に対して補助する制度です。

交付先：　自治会、小集落、自治振興区等の代表者

補助内容：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 補　助　基　準 | 補　助　率　等 |
| 新　築 | (1) 延床面積30㎡以上120㎡以下のものとし、補助対象額面積は120㎡を限度とする。  (2) 補助対象事業費は１㎡当たり10万円（下水道接続工事費を含む。）を限度とする。  (3) 湯沸場及びトイレ設備を有するもの | ２分の１以内 |
| 増改築又は  修 繕 | 事業費が20万円以上のものとし、補助対象事業費は100万円を限度とする。  ただし、地域が直接施工するときは、原材料のみを対象とする。 | ２分の１以内 |
| 購　入 | (1) 延床面積30㎡以上のものとし、補助対象面積は120㎡を限度とする。  (2) 補助対象購入費は1㎡当たり10万円を限度とする。  (3) 湯沸場及びトイレ設備を有するもの | ２分の１以内 |
| ※用地取得費、敷地造成費、備品購入費は補助対象外 | | |

　年間スケジュール

　各集会所管理者から、要望を受付け、年３回の取りまとめの上、優先順位を決定し申請を受付け、工事に着工していただきます。

・取りまとめ時期

　　第１回目　５月３１日まで

第２回目　９月３０日まで

第３回目　１月３１日まで

・取りまとめ受付

　　「集会施設調査票（フォーマット）」により、集会所の状況をお知らせいただきます。また、見積書（原本、１通）を併せて提出ください。なお、調査段階では見積書は１社のみでかまいません。

・優先順位について

　　１．屋根の雨漏りや、柱・床の腐食など躯体に係る修繕

２．壁面のひび割れ、下水工事など緊急性もあるが、躯体には関わらない修繕

３．内壁の傷みや床の老朽化など躯体に関わらず、当面の使用は差し支えないものなど

※工事をしなければ集会施設が維持できないものを優先することとなります。

　申請手続き

（1）所有者の確認

市の財産には補助は出来ません。地域コミュニティの所有になっているかご確認ください。土地等が個人の所有になっている場合、賃貸借契約書等の写しを申請時に添付してください。

（2）見積書の徴収

**料金の適正化の為に、必ず2社以上から見積りをとってください。**

**見積書提出の際に、積算根拠が明らかになるよう、設計書に数量、単価及び金額を記入し、設計図を添付してください。**

（○○一式表示は可能な限りしないようにして下さい。）

（3）申請書類の準備

①庄原市集会施設整備補助金交付申請書（様式第1号）

②事業計画書（様式第1号－（1））

③位置図

④設計書または設計図

⑤見積書または売買契約書

⑥団体の規約や会則

⑦土地の賃貸借契約書または売買契約書の写し

⑧収支予算書（様式第1号－（2））

（4）交付決定の通知

申請書一件の書類審査を行い、交付決定通知書を代表者宛に郵送いたします。

（5）**工事前の写真撮影**

工事前の写真と工事終了後の写真が実績報告時に必要となりますので、忘れずに撮影しておいてください。

また、撮影時には、撮影した場所、日付、工事着手前・工事中・完了後がわかるようにして下さい。

例：紙に下記の内容を記入の上、ダンボール等に貼り付けて看板を作成し、工事対象と一緒に撮影してください。

○○集会所○○改修工事

工事中

平成○年○月○日

○○集会所○○改修工事

着手前

平成○年○月○日

○○集会所○○改修工事

完了後

平成○年○月○日

（6）事業着手届の提出

交付決定通知書を受け取ったら、事業着手届（様式第3号）をご提出ください。

着手日は決定通知日と同日としてください。

（7）事業完成届の提出

工事が完了したら、事業完成届（様式第4号）をご提出ください。

（8）実績報告書の提出

事業完了後、その実績報告を行ってください。

①庄原市集会施設整備事業実績報告書（様式第5号）

②事業実績書

③収支決算書

④工事請負契約書の写し

⑤支払領収書（請求書）の写し

⑥施設の平面図

⑦完成前と完成後の写真

⑧施設の管理運営規定

⑨火災保険証の写し

（9）補助金交付確定通知

実績報告書の提出があったら、補助事業が適正に行われているか現場を検査し、問題がなければ補助金交付確定通知書を送付いたします。

（10）補助金請求書の提出

補助金交付確定通知書を受け取ったら、補助金請求書（様式第6号）を提出ください。

　その他

●火災保険の加入：補助を受けた施設は、必ず火災保険に加入してください。

●防火設備の届け出：（新築の場合）：最寄りの消防署へ、ご相談ください。

●建築確認申請（新築の場合）：都市整備課へご相談ください。

* 以上で補助金の申請事務が終了いたします。

＜問い合わせ＞

〒727-8501

広島県庄原市中本町一丁目１０番１号

　　庄原市役所 自治定住課　自治振興係

　　　　　　　　　　　　　 電話：0824-73-1209　FAX：0824-72-3322

e-mail：[jichi@city.shobara.lg.jp](mailto:jichi@city.shobara.lg.jp)